

平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書の記載例

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特

所轄税務署長 麹町  
 給与の支払者の名称(氏名) 株式会社〇〇〇〇  
 給与の支払者の法人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8  
 (フリガナ) あなたの氏名 ワタナベ タダシ 渡辺 正  
 あなたの住所 東京都千代田区霞が関3-1-1

あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が12,300,000円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。



この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要はありません。

保険料等の受取人はあなた本人又はあなたの配偶者や親族であることが必要です。

保険料控除証明書等に記載されている新旧区分を記載してください。

あなたの所得が給与所得だけで、給与の収入金額が12,300,000円を超える場合は、合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

25,000円 × 1/2 + 10,000円 = 22,500円 【計算式I (新保険料等用)】

80,000円 × 1/4 + 25,000円 = 45,000円 【計算式II (旧保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

特別控除申告書

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1,000万円を超える場合は申告できません) 7,700,000円

あなたの本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた割合金等の控除後の金額) (a) 25,000円

あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた割合金等の控除後の金額) (a) 80,000円

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1,000万円を超える場合は申告できません) 7,700,000円

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

80,000円 × 1/4 + 20,000円 = 40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

30,000円 × 1/2 + 12,500円 = 27,500円 【計算式II (旧保険料等用)】

30,000円 × 1/2 + 12,500円 = 27,500円 【計算式II (旧保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

支払った保険料の新旧区分ごとの合計額を記載してください。

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

90,000円 ⇒ 最高40,000円 【計算式I (新保険料等用)】

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

(源泉徴収義務者の方へ)支払った保険料等の金額の合計額(黄色)や配偶者の合計所得金額(赤色)を源泉徴収票の所定の欄に転記してください。

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1,000万円を超える場合は申告できません) 7,700,000円

配偶者の氏名 ワタナベ ヒロミ 渡辺 弘美 配偶者の明・大 51・9・4 生年月日(西・平)

あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所

非居住者である配偶者  生計を一にする事実

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

配偶者が非居住者である場合に○を付けます(親族関係書類の添付等が必要です。)

配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。

所得の種類	収入金額等(ア)	必要経費等(イ)	所得金額(ア-イ)
給与所得	1,170,000円	650,000円	520,000円
事業所得			
雑所得			

次の①②のように配偶者控除を受けることができる配偶者の合計所得金額が38万円以下又は76万円以上の人、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

- ①配偶者の所得が給与だけで、その給与の収入金額が103万円以下又は141万円以上である人
- ②配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけで、その公的年金等の収入金額が158万円以下又は196万円以上(配偶者の年齢が65歳未満の場合は収入金額108万円以下又は1,513,334円以上)である人

配偶者の合計所得金額(①-⑦の合計額) [A] 520,000円

配偶者特別控除額の早見表

配偶者の合計所得金額(①-⑦の合計額)	控除額(B)
0円から380,000円まで	0円
380,000円から399,999円まで	380,000円
400,000円から449,999円まで	360,000円
450,000円から499,999円まで	310,000円
500,000円から549,999円まで	260,000円
550,000円から599,999円まで	210,000円
600,000円から649,999円まで	160,000円
650,000円から699,999円まで	110,000円
700,000円から749,999円まで	60,000円
750,000円から799,999円まで	30,000円
800,000円から849,999円まで	0円
850,000円から899,999円まで	0円
900,000円から949,999円まで	0円
950,000円から999,999円まで	0円
1,000,000円以上	0円

配偶者の合計所得金額が520,000円の場合、控除額は260,000円になります。

表Bの金額 260,000円

社会保険料控除

社会保険の種類 国民年金の保険料などのようにあなたが直接支払った社会保険料を記載します。給料から差し引かれた社会保険料は記載しません。

保険料の名称 氏名 渡辺 正 本人 控除額 42,000円

地震・旧長期 42,000円

地震・旧長期 14,800円

合計(控除額) 54,400円 ⇒ 最高50,000円

合計(控除額) 50,000円

合計(控除額) 50,000円

この申告書は、平成28年9月1日現在、この申告書の記載に基づいて作成してあります。

関係法令の規定に基づいて作成してあります。